

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

| | | |
|---------|--|--------------------|
| 許認可等の名称 | 一定規模以上の敷地に公開空地を設けて、連坦建築物設計で計画した団地の容積率等の特例許可（連坦建築物総合設計制度） | |
| 根拠法令・条項 | 建築基準法第86条第4項 | |
| 所管課 | 建築安全課 | |
| 審査基準 | <p>当該許可については、建築基準法第59条の2及び同法第86条第2項の審査基準を合わせたものを当該審査基準とする。</p> | |
| 標準処理期間 | 標準処理期間 | 許可については、60日を原則とする。 |
| | 標準処理期間を設定できない理由 | |